

計画の推進と進行管理

横手市が目指す男女共同参画社会の将来像

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち

それぞれの立場における主体的な実践と連携

行政 各種団体
市民 企業

市民による 推進体制

横手市男女共同参画推進協議会
構成

男女共同参画に関心を有する市民や各地域・関係
団体から選出された市民20名で構成されています。

役割

男女共同参画に関する各種施策を
協議・検討するとともに、関連事
業への参画や、市民への意識啓発
の推進役となります。

連 携

行政による 推進体制

横手市男女共同参画推進委員会
構成

市役所の各課室所の職員により構
成します。

役割

男女共同参画に関する部局間の総
合的な連絡調整を図り、各種施策
の効果的な実施に結びつけるとと
もに、職員への意識啓発の推進役
となります。

計画の進行管理 定期的に進捗状況を確認し、問題点や
新たな課題に対応します。

市役所全体で男女共同参画の理念に
基づいた事業展開をします。



横手市まちづくり推進部
地域づくり支援課 男女共生係(横手市交流センターY2ぶらざ内)
〒013-0036
秋田県横手市駅前町1番21号
TEL 0182-35-2158

令和3年3月発行



男女共同参画シンボルマーク

横手市男女共同参画行動計画 第4次計画(概要版)

基本理念

基本的人権の尊重

男女共に基本的人権を尊重し、色々な分野に対等な立場で参画できる社会を築きます。

個性と能力の発揮

男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる
社会を築きます。

仕事と家庭生活の調和

仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を築きます。

女性の活躍を推進

あらゆる分野において女性が活躍できる社会を築きます。

計画の趣旨

横手市では平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画」(第1次)を
策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝
き、自分らしく生きられるまち」とし、平成20年10月には「横手市男女共同参
画都市宣言」を行いました。

その後行われた法令や制度などの新設・改正との整合性を図るとともに、
「横手市男女共同参画行動計画」(第3次)の計画終了に伴う検証結果を踏
まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、
「第4次横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

また、本4次計画の内容の一部を、女性活躍推進法(平成27年8月施行)に
基づく「横手市女性活躍推進計画」と位置づけ、推進していきます。

計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間で。

計画の内容

将来像	基本目標	基本施策	個別施策
一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち	家族・家庭 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして 一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。	男女が協力しともに責任を担える家庭を築きます。	※ 個別施策ごとに、「どのような事業」を「どの部署」が「いつまで」に実施するかを示した「行動計画」を策定しています。 ☐ 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます。 ☐ 家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます。 ☐ 子どもを生み育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します。
		多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます。	☐ 性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します。 ☐ 誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます。
		自立と信頼に基づく協力関係を築きます。	☐ 要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します。 ☐ 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます。
	社会活動 対等な社会参画で元気な地域づくりをめざして 政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。	政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します。	☐ 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します。 ☐ 社会への参画意識の高揚に努めます。
		自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します。	☐ ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実に支援します。 ☐ 社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します。
		誰もが参加しやすい地域活動を推進します。	☐ 人財が育つ環境を整備し、誰もがともに参画できる体制づくりに努めます ☐ 活動内容により固定化している役割を見直します。 ☐ 地域の防災・環境問題に取り組みます。
	雇用・労働 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして 働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。	就業の機会と労働条件の平等を促進します。	☐ 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります。 ☐ 企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します。 ☐ パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします。
		女性が活躍できる労働環境を整備します。	☐ 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します。 ☐ 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します。
		女性の多様な働き方とその支援体制を整えます。	☐ 女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます。 ☐ 自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します。 ☐ 女性のキャリアアップや活躍のため研修機会を設け情報を提供します。
	福祉・健康 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして 男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。	市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります。	☐ 市民のニーズの把握と速やかに対応するためのシステムを整えます。 ☐ 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます。
		健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します。	☐ 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します。 ☐ ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます。
		生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます。 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します。	☐ 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます。 ☐ 幼児期から健康に対する意識を育てます。 ☐ 広報啓発と相談窓口の充実を図ります。 ☐ DVの防止と被害者支援体制の充実を図ります。
	教育・行政 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして 教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。	家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します。	☐ 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します。 ☐ 地域が行う男女共同参画活動を支援します。
		教育の場で男女共同参画を推進します。	☐ 男女共同参画意識の視点及び多様性に配慮した教育を推進します。 ☐ 学校、家庭、地域での男女共同参画を推進します。
		行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します。	☐ 能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します。 ☐ 市職員が共通認識を持ち連携して男女共同参画を推進します。 ☐ 政策、方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

【横手市女性活躍推進計画】

平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）が施行され、地方公共団体は、国の基本指針等を勘案し、区域内の女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努める事とされています。その中で、市町村が策定する男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能とされていることから、横手市男女共同参画行動計画第4次計画の中から女性活躍に関連する行動計画と数値目標を抜粋し「横手市女性活躍推進計画（第2次）」として位置づけております。